

## 一般取引条件

GT002, rev. 2

Document # F101-4-JPN

Release Date: 07-jan-2013

Page 1 of 2

### 一般取引条件

1. 文書でとくに合意がない場合、Intertek Contracting Office (以下「Intertek」)が実施するすべてのサービス、Intertek が引き受けるすべての義務は、請け負われ、Intertek の料金は、以下の条件に基づくものとする：
2. Intertek は、サービスを注文する個人または組織(以下「クライアント」)に対して独占的に同様な環境下でサービスを提供している他の企業が通常行っているのと同等の注意を払い、サービスの提供を実施することを保証する。このサービスが不履行の場合、Intertek は、自費で、欠陥を修正するのに合理的に必要とされるであろう、本来実施されるべきサービスを提供する。この保証は、クライアントの支払いが不履行となった際に、無効とせねばならない。すべての支払いは、期限内に、合意された支払条件で支払われるものとし、クライアントの支払いは、これらの条件外で支払いがなされた時には、義務不履行となる。

Intertek は、これ以外にはいかなる明示保証もしないものとする。Intertek は、すべての黙示保証を排除し、放棄するものとする。ここでいう黙示保証とは、特定目的への適合性の保証、商品性の保証、手際よい業務遂行と結果の保証を含むが、これらに限定されるものではない。

3. クライアントは Intertek の義務違反、および、Intertek、その幹部、従業員、代理人、代表者、請負業者、下請け業者の、直接的であれ間接的であれ、契約、不法行為に生じる、またはそうでなければ、当該の業務、サービスまたは義務の遂行に関連して異議申し立てを行うことができる、いかなる損失および損傷に対する全責任の法的救済は、表明された損失または損傷を引き起こしている特定のサービス項目のために支払われたまたは支払う料金の 10 倍、または 1 万 5,000 米ドルのいずれかの、どれか低い方でなければならない。ただし、間接的、偶発的、懲罰的な特別損傷、または、利益の損失、およびまたは将来事業の損失、およびまたは生産損失、およびまたは諸契約の解約等の派生的損害への申し立てに関しては、いかなるものであれ、Intertek の責任はないものとする。

Intertek に対する異議申し立ては、当該するサービスが実施されてから 90 日以内に、書面で通知されねばならない。かかる異議申し立ての書面での通知が 90 日以内に行われなかった場合は、直接的であれ間接的であれ、契約、不法行為に対する、または、そうでなければ、当該のサービスの実施に関連する、いかなる異議申し立ても無効となる。

4. Intertek は、サービスの提供を一つまたは複数の提携会社または協力会社に委託する権利を有するものとする。
5. クライアントは、Intertek およびその子会社、提携会社、幹部、役員、従業員、代理人に対して、いかなるおよびすべての申し立て、要求、いかなる種類または性格の訴訟またはその他の訴訟手続き、すべての損失、損傷、それに関連する結果として発生する費用および経費からも損害を受けないように補償し、擁護することを保たねばならない。これには、以下から生じる、またはいかなる形においても以下に起因する、実際の合理的な弁護士費用および経費も含まれるが、これらに制限されるものではない。(i)クライアントの製品またはサービスの使用を通じて生じるいかなる負傷、損失または損傷、(ii)システム/プログラムの認証が不適切だとする、いかなる人物からの申し立ておよび主張、(iii) Intertek が、この契約の条件に従って、クライアントのために、またはその便宜のためにクライアントに代わって行う行為。上記の項番(iii)の規定は、適切な司法管轄の裁判所によって、専ら Intertek の重大な過失または意図的な違法行為に起因すると判断されるような、損失、損傷または負傷に適用されてはならない。この項番の諸規定は、この契約の期間、適用されねばならず、この契約がキャンセルされた後も、効力を継続されねばならない。
6. いずれの当事者も、少なくとも 90 日以内に、相手方に書面で通知すれば、この契約をいつでも解約することができる。加えて、Intertek は、クライアントに、適切な処置をとるための書面の通知と適切な機会を与えれば、クライアントが、Intertek に期限となっても料金を支払わないこと、適用される規格または Intertek の要求事項に適合していないこと、Intertek の要求に従った又は適用される規格に適合した是正処置をとらないこと、あるいは、支払い不能または破産申告の状態にある、または債務者として管財人の管理下におかれていることを理由に、この契約を解約する権利を有するものとする。クライアントは、Intertek が、認定機関から認証機関(CB)として認定されなくなる場合または自ら認定を返上する場合、Intertek に書面での通知を出すことによって、この契約を直ちに解約する資格を与え

## 一般取引条件

GT002, rev. 2

Document # F101-4-JPN

Release Date: 07-jan-2013

Page 2 of 2

られねばならない。この契約が解約されたら、クライアントは直ちに、認証のロゴおよび認証登録書の使用を打ち切らねばならない。すべての解約通知は、書面で通知しなければならない。

7. この契約のキャンセルによって、契約終了までに、いかなる形においても、契約の両当事者のいかなる権利または義務にいかなる影響を及ぼすことがあってはならない。上記の一般性を制限することなく、クライアントは、Intertek に対して、かかる契約終了の前に発生した、いかなる/および全ての未払い料金および費用の責任を負い、および負い続けねばならず、この契約の paragraph 5 に記載されている通り、Intertek に賠償する責任を負い続けねばならない。クライアントが、以前支払ったいかなる審査料金のいかなる払戻金または返金を受け取ることがあってはならない。ただし、Intertek は、クライアントに対して、前払いされた審査料金を、状況に応じて払い戻し、返金せねばならない。
8. この契約と、記載されているクライアントの各々の権利、便宜、義務は、Intertek の書面による事前同意なしに、全体的または部分的に、クライアントによって譲渡または委託されることはできない。この目的に関して、クライアントが合併し、統合し、過半または支配的な議決権または持ち分の移行をする、資産のすべてまたはかなりの部分を売却する、または、直接的または間接的に、クライアントまたはその資産の有効的な支配を他のいかなる人間または組織に譲渡する影響をもつその他のいかなる取引を完了する場合、譲渡または委託は、発生するとみなさねばならない。
9. これらの条件が変更されても、任命された Intertek の幹部に承認されないかぎり、Intertek を法的に拘束することはないものとする。Intertek のクライアントからの業務またはサービスの依頼に対する承認は、これらの一般取引条件と、付随する規定および支払条件に制限されている。顧客から提議または提出されるいかなる条件(クライアントの発注、指示、ノミネーションまたはその他の書類に関する規定または条件を含むがこれに制限されるものではない)も、いかなる時においても、受け入れられないものとする。これらはまた、契約の重大な変更とみなされねばならず、何ら効力をもたないものとせねばならない。
10. この契約にこれと異なる規定があっても、契約不履行が、天変地異、相手方当事者の行為、政府機構の行為、火事、ストライキ、労働力不足、暴動または戦争、または当事者の合理的な管理の及ばない原因から生じた場合は、どちらの当事者も、一方の当事者に対して、この契約の履行ができないことを理由に、責任を問われることはない。これら不測の事態によって、履行に遅延が生じた場合は、当該業務の実施に許された時間は、その不可抗力の事態の時間分延長される。ただし、この不可抗力の事態を経験している当事者は、遅延を最小限に留めるために、合理的な商業的手段をとる。
11. 条件または規定及びその一部が法的強制力を有しないとみなされる場合は、その条件または規定及びその一部は、無効とされる。
12. この契約は、Intertek の管轄権の法で管理されねばならない。また、あらゆる点で、Intertek の管轄権の法に従って、解釈されねばならない。
13. この文書に付随するいかなる規定および支払条件も、これらの条件の一部とみなされるものとする。